

(規則) 様式第7 (第7条関係)

政務活動費成果報告書

2024年3月7日

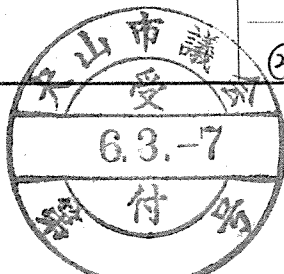
犬山市議会

議長 柴田浩行 様

議員名 岡村千里

下記のとおり、オンライン研修の成果を報告いたします。

(1) 年月日	2024年2月8日(木) ~ 2024年2月10日(土) (泊日)
(2) 場所	自宅
(3) 形態	会派 (^{日本共産党} 犬山市議会) : その他 ()
(4) 内容	保育研究所第43回研究集会(オンライン) 「こども家庭庁の政策動向とそのわらい」 2月8日(木)分 講演Ⅰ. 保育のICT・デジタル化とはなにか 中西新太郎氏 (横浜市立大学名誉教授) 講演Ⅱ. 保育を民主主義の育つ拠点に 大宮勇左佳氏 (福島大学名誉教授) <成果> こども家庭庁は、保育ICTに関するイベントも開催し、保育分野のICT推進政策を打ち出している。このようなICT化政策は、民間企業による保育ICTサービスの普及と関係している。ITモンの導入施設は、17,000施設を超え利用が増えている。民間企業のクラウド・サーバーによるシステム構築は、情報の共有ができていない。便利なアプリは、民間主導のデジタル化という面に注意が必要。 <提言> ① 政府はこども家庭庁により、子ども施策を打ち出しているが、「民主主義」の視点に欠けている。保育における民主主義とは、保育現場に決定権を与え、子ども、保育者、保護者が参加して保育を行うことである。 <提言> ② 保育のICT化全体に反対するものではないが、民間企業による保育サービスが前提となり、保育業務のアウトソーシング等に注意が必要。 ③ 子ども、保育者、保育者おんなが保育に参加することが必要である。
(5) 成果・提言	



(規則) 様式第7 (第7条関係)

政 務 活 動 費 成 果 報 告 書

2024年3月7日

犬山市議会

議長 柴田浩行 様

議員名 岡村千里

下記のとおり、オンライン研修の成果を報告いたします。

(1) 年月日	2024年 2月 8日(木) ~ 2024年 2月 10日(土) (泊 日)
(2) 場 所	自宅
(3) 形 態	会派 (日本共産党犬山市議員団 その他 ())
(4) 内 容	<p>保育研究所第43回研究集会(オンライン) 「こども家庭庁の政策動向とその他いろいろ」 2月9日(金) 13:00~17:00</p> <p>こども誰でも通園制度と、これからの保育</p> <p>報告① 保育の未来戦略と「こども誰でも通園制度」の概要: 逆井直紀氏(保育研究所)</p> <p>報告② 保育現場の状況変化から保育制度のあり方を考える: 藁輪明子氏(名城大学)</p> <p>報告③ 権利としての保育に必要な視点 - 欧州から学ぶ: 木下秀雄氏(大阪市立大学名誉教授)</p> <p>報告④ 保育現場から「こども誰でも通園制度」を考える: 小西文化氏(新瑞福祉会)</p> <p>報告⑤ 困難を抱えた子育て家族を支えるために: 池添素氏(障害児乳幼児の会)</p>
(5) 成 果 ・ 提 言	<p><成果> 「こども誰でも通園制度」は、0歳6ヶ月から満3歳未満が対象の保護者の就業の有無を問わない。定期的な預かり利用と自由利用がある。自由利用では、1時間から利用できず、施設にはさらなる負担、困難がある。</p> <p>各報告を聞き、現在の保護者の働き方の変化、保育士養成校の困難等、ヨーロッパの事例からは、権利としての保育の実現、障がいのある子どもに因らば、乳児期の子どもは、丁寧な子育てが必要、ということも学ぶことができました。</p> <p><提言> ① 「こども誰でも通園制度」は、2026年度から実施とされるが、一時預かりとのちがいはあまりに不明な点が多い。慎重に議論を。</p> <p>② ヨーロッパからは、「保育」は、こどもであれば「たしかな」も利用できる教育、ケアとして考えられ、「権利」として提供されている。日本でもこの方向に学ぶべき。</p>

(規則) 様式第7 (第7条関係)

政務活動費成果報告書

2024年3月7日

犬山市議会

議長 柴田浩行 様

議員名 岡村千里

下記のとおり、オンライン研修の成果を報告いたします。

(1) 年月日	2024年 2月 8日(木) ~ 2024年 2月 10日(土) (泊日)
(2) 場所	自宅
(3) 形態	会派 (日本共産党犬山市議団: その他 ())
(4) 内容	<p>保育研究所第43回研究集会(オンライン) 2月10日(土) 9:30~13:00</p> <p>こども家庭庁の行方と保育制度拡充の展望</p> <p>講演 1. こども関連施策の財源、はたどうあるべきか: 伊藤国平氏(鹿児島大学) 社会保障の財源は税財源に求めるべき。逆進性の強い消費税を財源とするには大きな問題がある。所得税・法人税の累進性を強化すべき。</p> <p>講演 2. 現行保育制度の拡充と: 村山祐一(保育研究所) 児童福祉法24条1項を生かす視点が重要。特に、地域全体の保育の向上を定めるかの検討が大切。処遇の改善や公私立の協力と役割分担を協議</p>
(5) 成果・提言	<p><成果>・こども関連施策の財源は、税財源に求めるべき。所得税・法人税の累進性を強化し、富裕層や大企業、多国籍企業への増税により確保すべき。</p> <p>・確かな財源、保障と保育基準の改善により、市町村の保育実施義務を維持した公的責任による保育制度の確立が重要である。</p> <p>・0歳児 2:1, 1歳児 3:1, 2歳児 4:1, 3歳児 10:1, 4.5歳児 15:1にむけた改善。</p> <p>・公定価格の構造として、管理費、人件費関係など、おまじな点が多い</p> <p><提言>①市においても子育て施策、保育の財源を十分に確保する。</p> <p>②保育士配置基準の改善について取り組みを強める。</p> <p>③「犬山の子は犬山で育てる」理念を継続し、公的責任による保育を維持する。</p>